

一般社団法人Sen_労働保険事務組合_サービス利用規約

一般社団法人Sen

版 数	第1版
最終改定日	2026年5月14日
施行日	2026年4月1日

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 目 的.....	1
第2条 定 義.....	1
第3条 規約の適用.....	1
第2章 入会及び退会.....	1
第4条 入 会.....	1
第5条 利用期間.....	1
第6条 退 会.....	1
第3章 費用.....	1
第7条 費用の構成.....	1
第8条 納入方法.....	2
第9条 納入後の変更不可.....	2
第10条 延滞の場合の措置.....	2
第4章 利用者の義務.....	2
第11条 届出義務.....	2
第12条 書類の整備・保管.....	2
第13条 届出内容の正確性.....	2
第5章 本事務組合の義務.....	2
第14条 善管注意義務.....	2
第15条 届出の履行.....	2
第16条 通知義務.....	3
第6章 免責及び損害賠償.....	3
第17条 免 責.....	3
第18条 損害賠償の制限.....	3
第7章 雑 則.....	3
第19条 個人情報の取扱い.....	3
第20条 規約の変更.....	3
第21条 協 議.....	3
第22条 管轄裁判所.....	3
附 則.....	3

一般社団法人Sen_労働保険事務組合_サービス利用規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規約は、一般社団法人Sen（以下「本法人」という。）が運営するSen労働保険事務組合（以下「本事務組合」という。）が提供するサービスの利用条件を定める。本事務組合の組織運営はSen会則に、労働保険事務処理の方法及び責任は事務処理規約に定める。

(定 義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「利用者」とは、本規約に同意の上、本事務組合のサービスを利用する会員をいう。
- (2) 「サービス」とは、本事務組合が提供する労働保険事務処理の代行その他本事務組合が提供する一切の業務をいう。

(規約の適用)

第3条 本規約は、本事務組合と利用者との間のサービスの利用に関する一切の關係に適用する。

- 2 本事務組合が別途定める細則、案内等は、本規約の一部を構成する。

第2章 入会及び退会

(入 会)

第4条 本事務組合のサービスを利用しようとする者は、Sen会則に基づく入会手続きを行い、本規約及び事務処理規約に同意の上、所定の申込書類を提出しなければならない。

(利用期間)

第5条 サービスの利用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、利用者からの退会の意思表示がない場合は自動更新するものとする。

(退 会)

第6条 利用者が退会を希望するときは、Sen会則第9条の定めに従い退会届を提出するものとする。退会に伴う労働保険事務の委託解除については、事務処理規約第4条の定めによる。

第3章 費用

(費用の構成)

第7条 利用者が本事務組合に対して納入する費用は、以下のとおりとし、その額は別表第1に定める。

- (1) 会費 —— Sen会則に基づく団体運営費
- (2) 事務手数料 —— 労働保険事務処理の対価
- (3) 労働保険料 —— 法定のとおり

- 2 会費及び事務手数料の額（別表第1）は、本規約の一部を構成する。その変更

は第20条の定めによるものとし、別途総会の承認を要しない。

(納入方法)

第8条 費用の納入方法は、本事務組合が別途指定する方法によるものとする。

2 利用者は、本事務組合が定める期日までに費用を納入しなければならない。

(納入後の変更不可)

第9条 会費、事務手数料及び労働保険料の納入後は、利用者の都合による申込内容の変更はできないものとする。

2 利用者が既に納入した会費、事務手数料及び労働保険料について、本事務組合が相当と認める事由により返金を行う場合、本事務組合は返金額から返金手数料500円(税別)を控除することができる。

(1) 次の各号に該当する場合は、返金を行わないものとする。

①サービスの提供が既に完了している場合

②利用者の責に帰すべき事由により届出の撤回又は変更が生じた場合

③第9条に定める納入後の変更不可に該当する場合

(延滞の場合の措置)

第10条 利用者が費用の納入を怠った場合、本事務組合は相当の期間を定めて催告を行い、なお納入がないときは、事務処理規約第4条に基づき委託を解除することができる。

第4章 利用者の義務

(届出義務)

第11条 利用者は、労働保険に関する届出事由が発生したときは、事務処理規約に定める期日までに必要書類を本事務組合に提出しなければならない。

2 利用者は、その事業の内容、使用する労働者数、賃金その他労働保険に関する事項に変更が生じたときは、速やかに本事務組合に届け出なければならない。

(書類の整備・保管)

第12条 利用者は、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿その他法令に基づき必要とされる書類を整備・保管し、本事務組合から求めがあった場合には速やかに提出しなければならない。

(届出内容の正確性)

第13条 利用者は、本事務組合に対して届け出る内容が正確であることを保証する。虚偽又は不正確な届出により生じた損害については、利用者が一切の責任を負う。

第5章 本事務組合の義務

(善管注意義務)

第14条 本事務組合は、善良なる管理者の注意をもって労働保険事務を処理するものとする。

(届出の履行)

第15条 本事務組合は、利用者から届出書類の提出を受けたときは、事務処理規約に定

めるところに従い、速やかに所轄の行政機関に届け出るものとする。

(通知義務)

第16条 本事務組合は、行政機関から利用者に係る通知、決定その他の処分を受けたときは、速やかにその内容を当該利用者に通知するものとする。

第6章 免責及び損害賠償

(免責)

第17条 本事務組合は、次の各号のいずれかに該当する場合、これにより利用者に生じた損害について責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が届出義務又は書類提出義務を怠ったことに起因する場合
- (2) 利用者が提出した書類の記載内容に誤りがあった場合
- (3) 行政機関の判断、処分又は法令の改正に起因する場合
- (4) 天災、通信障害その他本事務組合の責に帰することのできない事由による場合

(損害賠償の制限)

第18条 本事務組合が利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は、当該利用者が直近1年間に本事務組合に納入した会費及び事務手数料の合計額を上限とする。

第7章 雑則

(個人情報の取扱い)

第19条 本事務組合は、利用者から取得した個人情報（個人番号を含む。）を、労働保険事務の処理及びこれに付随する業務の目的に限り使用し、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しないものとする。

(規約の変更)

第20条 本事務組合は、理事会の決議により本規約（別表第1を含む。）を変更することができる。変更後の規約は、本事務組合が利用者に通知した時点から効力を生じるものとする。

- 2 別表第1に定める会費及び事務手数料の額の変更については、Sen会則の規定にかかわらず、前項の手続のみにより行うものとし、別途総会の議決を要しない。

(協議)

第21条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合は、本事務組合と利用者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本規約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和8年4月1日から施行する。

2. (事業譲渡に伴う地位の承継) 本事務組合は、任意団体Sen（以下「旧運営団体」とい

う。)が令和8年3月31日まで運営していたSen労働保険事務組合の事業を、令和8年4月1日付で事業譲渡により一般社団法人Senが承継したものである。本規約施行日前に旧運営団体との間でSen労働保険事務組合のサービス利用に関する契約関係にあった利用者については、本規約施行日をもって、本事務組合との間で本規約に基づくサービス利用契約を締結したものとみなす。

3. (会費及び事務手数料に関する経過措置) 別表第1の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)に本事務組合が提供するサービスに係る会費及び事務手数料については、新規入会者を含め、旧運営団体が令和8年3月31日時点において適用していた額を適用する。

4. (経過措置期間終了後の取扱い) 経過措置期間終了後の令和9年4月1日以降は、別表第1に定める会費及び事務手数料を適用する。本事務組合は、新料金の適用に先立ち、相当の期間をもって利用者に対しその内容を通知するものとする。

別表第1 (第7条関係)

会費及び事務手数料

項目	金額 (税別)	備考
会費	3,000円	月額
労働保険年度更新申告 (一元適用)	30,000円	年額
労働保険年度更新申告 (二元適用・1番号)	15,000円	年額
雇用保険資格取得届	2,500円	1件あたり
雇用保険資格喪失届	2,500円	1件あたり
雇用保険資格喪失届(離職票あり)	5,000円	1件あたり

(注1) 会費は団体運営費としてSen会則第8条に基づき徴収する。

(注2) 事務手数料はSen労働保険事務組合事務処理規約第15条に基づき徴収する。

(注3) 労働保険料は法定のとおりとする。

(注4) 本表の改定は、本規約第20条に定める手続によるものとする。